

## 海自との家族支援協力の締結

海上自衛隊、自衛隊家族会、隊友会及び水交会は、6月3日、海上幕僚監部において「隊員家族の支援に対する協力に関する協定書」を締結しました。この協定は、海上自衛隊が行う隊員家族の支援に対して、自衛隊家族会などが行う家族支援協力の根拠となるものです。



### 【海自との協定の概要】

#### ▽協定の目的

この協定は、海上自衛隊が行う隊員家族（海上自衛隊に所属していない隊員家族を含む）の支援に関し、自衛隊家族会等が、行う隊員家族の支援に対する協力について必要な事項を定める。（第1条）

#### ▽協定の適用

この協定は、自衛隊家族会が管理する区域内において、地方組織が隊員家族の支援に対する協力が可能な場合に適用する。（第3条）

#### ▽家族支援協力の内容

自衛隊家族会等が行う隊員家族の支援に対する協力は、次の事項を基本とする。①隊員家族の安否確認、②生活支援等、隊員家族の状況に応じ必要と思われる事項。

この際、自衛隊家族会等の地方組織が行う具体的な隊員家族の支援に対する協力及びその内容は、各地域の特性に応じて、部隊等と地方組織ごとの相互の調

整及び協定により具体化するとしています。(第4条)

#### ▽隊員及び隊員家族の情報管理

海上自衛隊は、隊員及び隊員家族の意向を尊重しつつ、自衛隊家族会等に必要の都度、家族支援への協力に必要な情報を提供する。

この際、提供を受けた情報は隊員家族の支援に対する協力の目的以外に使用してはならないと明記されています。(第6条)

#### ▽適用する事態

隊員家族の支援に対する協力について、当面は大規模災害等の発生を念頭に協力するものとし、今後、検討に応じて支援の対象範囲を拡大する場合の協力については協議する。(第11条)

協力するものとし、今後、検討に応じて支援の対象範囲を拡大する場合の協力については協議するとしています(第11条)